

障害者活躍推進計画に基づく取り組みの実施状況

令和8年8月
新宮市（消防本部）

新宮市では、障害者雇用促進法に基づき「障害者活躍計画」を策定しています。
つきましては、障害者雇用促進法第7条の3第6項の規定により、同計画に基づく取り組みの実施状況について、次のとおり公表します。

計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
当該実施期間	令和7年4月～令和8年7月
目標に対する実績	○障がい者の活躍推進、障がい者への支援について、人権研修を通じて理解を深めた。

取組内容の実施状況	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進の責任者として「障害者雇用推進者」を設置。 ○「障害者雇用推進会議」に参画し、関係課、関係機関と情報共有・意見交換を実施。
(2) 人材面	○市長部局が実施した「障害者差別解消条例」および「障害特性と対応について」をテーマとした研修に参加。 ○市長部局が実施した新規採用職員を対象とした、「障害についての講義および障害福祉サービス施設見学」に参加。 ○全庁的に実施している課内人権研修において、所属で「障がい者」をテーマとした研修を実施。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○中途障がい者の円滑な職場復帰のために必要な職務選定について検討を行う。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○筆談用ホワイトボードを整備。
(2) 募集・採用	○職員採用試験（会計年度任用職員）に当たり、障がい者を有する受験者から、受験時に必要となるものの申告機会を設定。また、募集・採用に当たり、以下の取扱いを行わなかった。 ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、年次休暇等の取得を促進します。
(4) キャリア形成	○各種研修の実施により、職員の能力向上を支援します。
(5) その他の人事管理	○必要に応じて面談等を実施。 ○心身不調者の復帰に当たっては、必要に応じて面談や職場配置の配慮等を実施します。

4. その他	